

2006年 輸入統計品目表新旧対照表

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
03.03		魚（冷凍したものに 限るものとし、第03.04項 の魚のフィレその他の 魚肉を除く。） (省 略) －その他の魚（肝臓、 卵及びしらこを除 く。） (省 略)			03.03		魚（冷凍したものに 限るものとし、第03.04項 の魚のフィレその他の 魚肉を除く。） (省 略) －その他の魚（肝臓、 卵及びしらこを除 く。） (省 略)			
0303.79		－－その他のもの (省 略) －－－その他のもの			0303.79		－－その他のもの (省 略) －－－その他のもの			
091	1	－－－－かじき（めか じきを除 く。）		KG	091	1	－－－－かじき（めか じきを除 く。）			KG
092	2	－－－－さわら		KG	092	2	－－－－さわら			KG
093	3	－－－－たちうお		KG	093	3	－－－－たちうお			KG
095	5	－－－－ふぐ		KG	095	5	－－－－ふぐ			KG
096	6	－－－－めぬけ類（セ バステス属の ものに限 る。）		KG	096	6	－－－－めぬけ類（セ バステス属の ものに限 る。）			KG
097	0	－－－－ぎんだら		KG	097	0	－－－－ぎんだら			KG
098	1	－－－－めかじき		KG	098	1	－－－－めかじき			KG
102	5	－－－－めろ（ディソ スティクス属 のもの)		KG	102	5	－－－－めろ（ディソ スティクス属 のもの)			KG
103	6	－－－－きんめだい		KG	103	6	－－－－きんめだい			KG
104	0	－－－－あゆ		KG			(新 規)			
099	2	－－－－その他のもの (省 略)		KG	099	2	－－－－その他のもの (省 略)			KG
03.04		魚のフィレその他の魚 肉（生鮮のもの及び冷 蔵し又は冷凍したも のに限るものとし、細か く切り刻んであるかな いかを問わない。） (省 略)			03.04		魚のフィレその他の魚 肉（生鮮のもの及び冷 蔵し又は冷凍したも のに限るものとし、細か く切り刻んであるかな いかを問わない。） (省 略)			
0304.90		－その他のもの (省 略) －－その他のもの			0304.90		－その他のもの (省 略) －－その他のもの			
091	2	－－－くろまぐろ (削 除)		KG	091	2	－－－くろまぐろ			KG
094	5	－－－ふぐ		KG	092	3	－－－さわら			KG
095	6	－－－いとより（すり 身のものに限 る。）		KG	094	5	－－－ふぐ			KG
096	0	－－－みなみまぐろ		KG	095	6	－－－いとより（すり 身のものに限 る。）			KG
099	3	－－－その他のもの		KG	096	0	－－－みなみまぐろ			KG
					099	3	－－－その他のもの			KG

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） (省 略) －冷凍してないもの (省 略)			03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） (省 略) －冷凍してないもの (省 略)			
0306.24		－かに －生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの			0306.24		－かに －生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの			
110	6	－たらばがに		K G	110	6	－たらばがに			K G
		－ずわいがに			120	2	－ずわいがに			K G
121	3	－べにずわいがに		K G			(新 規)			
129	4	－その他のもの		K G			(新 規)			
130	5	－がざみ		K G	130	5	－がざみ			K G
140	1	－けがに		K G	140	1	－けがに			K G
150	4	－もくずがに		K G	150	4	－もくずがに			K G
190	2	－その他のもの (省 略)		K G	190	2	－その他のもの (省 略)			K G
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） (省 略)			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） (省 略)			
1605.90		－その他のもの (省 略)			1605.90		－その他のもの (省 略)			
		－その他のもの (省 略)					－その他のもの (省 略)			
		－その他のもの (省 略)					－その他のもの (省 略)			
290	0	－あわび (削 除)		K G	291	1	－気密容器入りのもの			K G
		(削 除)			292	2	－その他のもの			K G
		(省 略)					の (省 略)			

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
27.10		石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 －石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			27.10		石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 －石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
2710.11	900	5 －軽質油及びその調製品 (省 略) －－その他のもの (削 除) (削 除) (削 除) (省 略)	K L	K G	2710.11	291	5 －温度15度における比重が0.8494以下のもの －－その他のもの (削 除) (削 除) (省 略)	K L	K G	
29.21		アミン官能化合物 (省 略) －非環式ポリアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 (省 略)			29.21	299	0 －液状の潤滑剤 (省 略)	K L	K G	
2921.22	000	2 －ヘキサメチレンジアミン及びその塩 (削 除) (省 略)		K G	2921.22	010	5 －ヘキサメチレンジアミン (省 略)		K G	
29.24		カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 －非環式アミド（非環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩			29.24	090	1 －その他のもの (省 略)		K G	

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
2924.19	020	5			2924.19					
		(省 略) --その他のもの ---2-アクリルア ミド-2-メチ ルプロパンスル ホン酸及びオキ サミド (削 除)		KG			(省 略) --その他のもの ---2-アクリルア ミド-2-メチ ルプロパンスル ホン酸及びオキ サミド			
		(削 除) (省 略)			010	2	---2-アクリル アミド-2- メチルプロパ ンスルホン酸		KG	
					022	0	---オキサミド (省 略)		KG	
29.39					29.39					
		植物アルカロイド (天 然のもの及びこれと同 一の構造を有する合成 のものに限る。) 及び その塩、エーテル、エ ステルその他の誘導体 (省 略) -その他のもの					植物アルカロイド (天 然のもの及びこれと同 一の構造を有する合成 のものに限る。) 及び その塩、エーテル、エ ステルその他の誘導体 (省 略) -その他のもの			
2939.91	000	2		KG	2939.91		---コカイン、エクゴ ニン、レボメタン フェタミン、メタ ンフェタミン (I NN) 及びメタン フェタミンラセメ ート並びにこれら の塩、エステル及 びその他の誘導体 (削 除)			
		(削 除) --その他のもの			100	4	---1-フェニル-1 -クロロ-2- メチルアミノプ ロパン、1-フェ ニル-1-クロ ロ-2-ジメチ ルアミノプロパ ン、1-フェニル -2-ジメチル アミノプロパン 及びこれらの塩		KG	
2939.99	000	1		KG	2939.99	900	6 ---その他のもの		KG	
		(削 除)			100	3	---テオブロミン		KG	
		(削 除)			210	1	---ココア葉アルカ ロイド		KG	
		(削 除)			220	4	---ベラドンナ葉 の左旋性アル カロイド		KG	
		(削 除)			230	0	---その他のもの		KG	
29.40					29.40					

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
2940.00		糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第29.37項から第29.39項までの物品を除く。） (省 略) † <u>－その他のもの</u> (削 除) (削 除)			2940.00		糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第29.37項から第29.39項までの物品を除く。） (省 略) 0 <u>－ソルボース</u> † <u>－その他のもの</u>			
	090			KG		021				KG
						029				KG
29.41		抗生物質 (省 略)			29.41		抗生物質 (省 略)			
2941.20	000	6 <u>－ストレプトマイシン及びその誘導体並びにこれらの塩</u> (削 除) (削 除) (省 略)		KG	2941.20		<u>－ストレプトマイシン</u> <u>－その他のもの</u> (省 略)			KG
						010				KG
						020				KG
31.03		りん酸肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）			31.03		りん酸肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）			
3103.10	000	0 <u>－過りん酸石灰及び重過りん酸石灰</u> (削 除) (省 略)		MT	3103.10		<u>－過りん酸石灰</u> <u>－重過りん酸石灰</u> (五酸化りんとして計算したりん酸分が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限る。) 6 <u>－その他のもの</u> (省 略)			MT
						010				MT
						090				MT
31.05		肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器とも1個の重量が10キログラム以下に包装したもの (省 略)			31.05		肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉍物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料並びにこの類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器とも1個の重量が10キログラム以下に包装したもの (省 略)			

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考					
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位				
			I	II					I	II			
3105.51	000	4 －その他の鉱物性肥料 及び化学肥料（窒素 及びりんを含有する ものに限る。） －硝酸塩類及びりん 酸塩類を含有する もの （削 除） （削 除） （省 略）		MT	3105.51		－その他の鉱物性肥料 及び化学肥料（窒素 及びりんを含有する ものに限る。） －硝酸塩類及びりん 酸塩類を含有する もの						
										010	0	－りん酸アンモニ ウムを主成分と するもの	MT
										090	3	－その他のもの （省 略）	MT
32.04		有機合成着色料（化学 的に単一であるかない かを問わない。）この 類の注3の調製品で 有機合成着色料をも としたもの及び蛍光増 白剤又はルミノホアと して使用する種類の合 成した有機物（化学的 に単一であるかないか を問わない。） －有機合成着色料及び この類の注3の調製 品で有機合成着色料 をもとしたもの			32.04		有機合成着色料（化学 的に単一であるかない かを問わない。）この 類の注3の調製品で 有機合成着色料をも としたもの及び蛍光増 白剤又はルミノホアと して使用する種類の合 成した有機物（化学的 に単一であるかないか を問わない。） －有機合成着色料及び この類の注3の調製 品で有機合成着色料 をもとしたもの						
3204.11	000	0 －分散染料及びこれ をもとした調製 品 （削 除） （削 除） （省 略）		KG	3204.11		－分散染料及びこれ をもとした調製 品						
										010	3	－分散染料	KG
										090	6	－その他のもの （省 略）	KG
37.04 3704.00	000	5 写真用のプレート、フ ィルム、紙、板紙及び 紡織用繊維（露光した もので、現像してない ものに限る。） （削 除） （削 除） （削 除）		KG	37.04 3704.00		写真用のプレート、フ ィルム、紙、板紙及び 紡織用繊維（露光した もので、現像してない ものに限る。） －映画用フィルム －幅が35ミリメー トル以上のもの －その他のもの －その他のもの			M M	KG KG KG		
011	2	－幅が35ミリメー トル以上のもの	KG										
012	3	－その他のもの	KG										
020	4	－その他のもの	KG										
37.06		映画用フィルム（露光 し、かつ、現像したも のに限るものとし、サ ウンドトラックを有す るか有しないか又はサ ウンドトラックのみを 有するか有しないかを 問わない。）			37.06		映画用フィルム（露光 し、かつ、現像したも のに限るものとし、サ ウンドトラックを有す るか有しないか又はサ ウンドトラックのみを 有するか有しないかを 問わない。）						

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
3706.10	000	5 幅が35ミリメートル 以上のもの (削 除)		M	3706.10		幅が35ミリメートル 以上のもの			
		(削 除)			100	0	幅が40ミリメー トル以下のもの		M	
3706.90	000	2 ーその他のもの (削 除)		M	3706.90		ーその他のもの		M	
		(削 除)			100	4	幅が10ミリメー トル以下のもの		M	
		(削 除)			200	6	ーその他のもの		M	
39.05		酢酸ビニルその他のビ ニルエステルの重合体 及びその他のビニル重 合体 (一次製品に限 る。)			39.05		酢酸ビニルその他のビ ニルエステルの重合体 及びその他のビニル重 合体 (一次製品に限 る。)			
		(省 略)					(省 略)			
		ーその他のもの					ーその他のもの			
		(省 略)					(省 略)			
3905.99	000	† ーその他のもの (削 除)		KG	3905.99		ーその他のもの			
		(削 除)			010	†	ー塊 (不規則な形 のものに限 る。)、粉 (モ ールディングパ ウダーを含 む。)、粒、フレ ークその他こ れらに類する形 状のもの		KG	
		(削 除)			090	†	ーその他のもの		KG	
39.07		ポリアセタールその他 のポリエーテル、エポ キシ樹脂及びポリカー ボネート、アルキド樹 脂、ポリアリルエステ ルその他のポリエステ ル (一次製品に限る。)			39.07		ポリアセタールその他 のポリエーテル、エポ キシ樹脂及びポリカー ボネート、アルキド樹 脂、ポリアリルエステ ルその他のポリエステ ル (一次製品に限る。)			
		(省 略)					(省 略)			
3907.60	000	1 ーポリ (エチレンテレ フタレート) (削 除)		KG	3907.60		ーポリ (エチレンテレ フタレート)			
		(削 除)			010	4	ー塊 (不規則な形 のものに限る。)、 粉 (モールディン グパウダーを含 む。)、粒、フレ ークその他これら に類する形状のも の		KG	
		(削 除)			090	0	ーその他のもの		KG	
		ーその他のポリエステ ル					ーその他のポリエステ ル			
3907.91	000	5 ー不飽和のもの		KG	3907.91		ー不飽和のもの			

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
		(削 除)								
39.08		(削 除) (省 略)			39.08		010 1	---塊 (不規則な形 のものに限 る。)、粉 (モ ールディングパ ウダーを含 む。)、粒、フレ ークその他これ らに類する形 状のもの	KG	
3908.10	000 0	ポリアミド (一次製品 に限る。) -ポリアミド-6、- 11、-12、-6・6、 -6・9、-6・10又は -6・12 (削 除)		KG	3908.10		090 4	---その他のもの (省 略)	KG	
		(削 除) (省 略)					010 3	---塊 (不規則な形 のものに限る。)、 粉 (モールディ ングパウダーを含 む。)、粒、フレ ークその他これら に類する形状の もの	KG	
39.09		(削 除) (省 略)			39.09		090 6	---その他のもの (省 略)	KG	
3909.20	000 2	アミノ樹脂、フェノー ル樹脂及びポリウレタ ン (一次製品に限る。) (省 略) -メラミン樹脂 (削 除)		KG	3909.20		010 5	---塊 (不規則な形 のものに限る。)、 粉 (モールディ ングパウダーを含 む。)、粒、フレ ークその他これら に類する形状の もの	KG	
		(削 除) (省 略)					090 1	---その他のもの -その他のアミノ樹脂	KG	
3909.30	000 6	-その他のアミノ樹脂 (削 除)		KG	3909.30		010 2	---塊 (不規則な形 のものに限る。)、 粉 (モールディ ングパウダーを含 む。)、粒、フレ ークその他これら に類する形状の もの	KG	
		(削 除) (省 略)					090 5	---その他のもの (省 略)	KG	

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
40.02		合成ゴム、油から製造したファクチス及び第40.01項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。） －スチレン－ブタジエンゴム（SBR）及びカルボキシル化スチレン－ブタジエンゴム（XSBR） （省 略）			40.02		合成ゴム、油から製造したファクチス及び第40.01項の物品とこの項の物品との混合物（一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。） －スチレン－ブタジエンゴム（SBR）及びカルボキシル化スチレン－ブタジエンゴム（XSBR） （省 略）			
4002.19	000	6		KG	4002.19		－－その他のもの （削 除）			
					010	2	－－－スチレン－ブタジエンゴム（SBR）			KG
					090	5	－－－その他のもの （省 略）			KG
40.12		ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ （省 略）			40.12		ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ （省 略）			
4012.20	000	6	NO	KG	4012.20		－空気タイヤ（中古のものに限る。） （削 除）			
					010	2	－－自動車に使用する種類のもの（公称の幅が101.6ミリメートルを超えるものに限る。）	NO		KG
					020	5	－－その他のもの （省 略）	NO		KG
42.03		衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） （省 略） －手袋、ミトン及びミット			42.03		衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） （省 略） －手袋、ミトン及びミット			
4203.21		1			4203.21		－－特に運動用に製造したもの （省 略） －－－その他のもの －－－－野球用のもの （削 除）			
	210	1	DZ	KG	230	0	－－－－－野球用グローブ及びミット（バットティンググローブを除く。）	DZ		KG

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
43.02		(削 除) (省 略) なめし又は仕上げた毛皮 (頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。)			43.02	250 6	-----その他のもの の (省 略) なめし又は仕上げた毛皮 (頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。)	DZ	KG	
4302.30		(省 略) - 全形のもの及び切片で、組み合わせたもの (省 略) -- その他のもの (省 略) (削 除)			4302.30		(省 略) - 全形のもの及び切片で、組み合わせたもの (省 略) -- その他のもの (省 略)			
	029	5		KG		023 6 029 5	---ミンクのもの ---その他のもの			KG KG
44.03		木材 (粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (省 略) - その他のもの (この類の号注1の熱帯産木材のものに限る。)			44.03		木材 (粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。) (省 略) - その他のもの (この類の号注1の熱帯産木材のものに限る。)			
4403.41	000	1		CM	4403.41		---ダークレッドメ ランチ、ライトレ ッドメランチ及びメ ランチバカウ (削 除)			
						010 4	---粗く角にし又は 太鼓落としした もの			CM
4403.49	100	2		CM	4403.49	090 0	---その他のもの ---その他のもの ---ホワイトラ ン、ホワイトメ ランチ、ホワイ トセラヤ、イエ ローメランチ及 びアラン (削 除)			CM
						110 5	---粗く角にし又 は太鼓落とし したもの			CM
4403.99		(削 除) (省 略) - その他のもの (省 略) -- その他のもの			4403.99	190 1	---その他のもの (省 略) - その他のもの (省 略) -- その他のもの			CM

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位			
			I	II					I	II		
58.06	200	3	(省 略)	CM	58.06		(省 略)					
			---ふたばがき科の もの (削 除)				210			6	---粗く角にし又 は太鼓落とし したもの	CM
			(削 除) (省 略)				290			2	---その他のもの (省 略)	CM
5806.32			細幅織物 (第58.07項の 物品を除く。) 及び接 着剤により接着したた て糸のみから成る細幅 織物類 (ボルダック) (省 略) -その他の織物 (省 略) --人造繊維製のもの (省 略)		5806.32		細幅織物 (第58.07項の 物品を除く。) 及び接 着剤により接着したた て糸のみから成る細幅 織物類 (ボルダック) (省 略) -その他の織物 (省 略) --人造繊維製のもの (省 略)					
	090	3	---その他のもの (削 除) (省 略)	KG			---その他のもの (省 略)					
58.10			ししゅう布 (モチーフ を含む。) (省 略) -その他のししゅう布 (省 略)		58.10		ししゅう布 (モチーフ を含む。) (省 略) -その他のししゅう布 (省 略)					
5810.92	000	6	---人造繊維製のもの (削 除) (省 略)	KG	5810.92		---人造繊維製のもの (削 除) (省 略)					
						010	2	---合成繊維製のも の	KG			
						090	5	---その他のもの (省 略)	KG			
60.01			パイル編物 (ロングパ イル編物及びテリー編 物を含むものとし、メ リヤス編み又はクロセ 編みのものに限る。)		60.01		パイル編物 (ロングパ イル編物及びテリー編 物を含むものとし、メ リヤス編み又はクロセ 編みのものに限る。)					
6001.10	000	0	-ロングパイル編物 (削 除) (削 除) (削 除)	KG	6001.10		-ロングパイル編物 (削 除) (削 除) (削 除)					
						015	1	---人造繊維製のもの	KG			
						030	2	---綿製のもの	KG			
						090	6	---その他のもの	KG			
6001.21	000	3	-ループドパイル編物 --綿製のもの (削 除)	KG	6001.21		-ループドパイル編物 --綿製のもの (削 除)					
						010	6	---たてメリヤスの もの	KG			
						090	2	---その他のもの	KG			
6001.22	000	2	---人造繊維製のもの (削 除)	KG	6001.22		---人造繊維製のもの (削 除)					
						010	5	---たてメリヤスの もの	KG			
						091	2	---合成繊維製の もの	KG			

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考				
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位			
			I	II					I	II		
6001.29	000	2	(削 除)			099	3	-----再生繊維又は 半合成繊維製 のもの		KG		
			--その他の紡織用織 維製のもの (削 除)		KG	6001.29		--その他の紡織用織 維製のもの				
6001.91	000	3	(削 除) --その他のもの --綿製のもの (削 除)		KG	010	5	-----たてメリヤスの もの		KG		
			(削 除) --その他のもの --綿製のもの (削 除)		KG	6001.91		090	1	-----その他のもの --その他のもの --綿製のもの		KG
6001.92	000	3	(削 除) --人造繊維製のもの (省 略) ----たてメリヤスの もの ----合成繊維製の もの (削 除)		KG	6001.92		010	6	-----たてメリヤスの もの		KG
			(削 除) --人造繊維製のもの (省 略) ----たてメリヤスの もの ----合成繊維製の もの (削 除)		KG	6001.92		090	2	-----その他のもの --人造繊維製のもの (省 略) ----たてメリヤスの もの ----合成繊維製の もの		KG
		016	-----ポリエステル のもの (削 除)		KG			011	6	-----ナイロンそ の他のポリ アミドのも の		KG
		014	-----その他のも の		KG			016	4	-----ポリエステル のもの		KG
		019	-----再生繊維又は 半合成繊維製 のもの ----その他のもの ----合成繊維製の もの (削 除)		KG			013	1	-----アクリル又 はモダクリ ルのもの		KG
		092	-----ポリエステル のもの (削 除)		KG			014	2	-----その他のも の		KG
		094	-----その他のも の		KG			019	0	-----再生繊維又は 半合成繊維製 のもの ----その他のもの ----合成繊維製の もの		KG
		099	-----再生繊維又は 半合成繊維製 のもの		KG			091	2	-----ナイロンそ の他のポリ アミドのも の		KG
6001.99	000	2	--その他の紡織用織 維製のもの (削 除)		KG	6001.99		092	3	-----ポリエステル のもの		KG
			(削 除)		KG	6001.99		093	4	-----アクリル又 はモダクリ ルのもの		KG
			(削 除)		KG			094	5	-----その他のも の		KG
			(削 除)		KG			099	3	-----再生繊維又は 半合成繊維製 のもの		KG
			(削 除)		KG			010	5	-----たてメリヤスの もの		KG
			(削 除)		KG			090	1	-----その他のもの		KG

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
60.02		メリヤス編物及びクロセ編物 (幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。)			60.02		メリヤス編物及びクロセ編物 (幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。)			
6002.40		一弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの (ゴム糸を含まないものに限る。)			6002.40		一弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの (ゴム糸を含まないものに限る。)			
	010	6 模様編みの組織を有するもの ----綿製のもの (削 除)		KG		011	0 同様編みの組織を有するもの ----たてメリヤスのもの (削 除)		KG	
	020	2 同様編みの組織を有するもの ----その他のもの (削 除)		KG		019	1 同様編みの組織を有するもの ----その他のもの (削 除)		KG	
	030	5 同様編みの組織を有するもの ----綿製又は人造繊維製のもの (削 除)		KG		027	2 同様編みの組織を有するもの ----人造繊維製のもの (削 除)		KG	
	040	1 同様編みの組織を有するもの ----綿製のもの (削 除)		KG		024	6 同様編みの組織を有するもの ----その他のもの (削 除)		KG	
	090	2 同様編みの組織を有するもの ----その他のもの (削 除)		KG		029	4 同様編みの組織を有するもの ----その他のもの (削 除)		KG	
6002.90		一その他のもの --模様編みの組織を有するもの ---綿製のもの			6002.90		一その他のもの --模様編みの組織を有するもの ---綿製のもの			
	011	6 一その他のもの ----ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの (削 除)		KG		031	6 同様編みの組織を有するもの ----たてメリヤスのもの (削 除)		KG	
	013	1 一その他のもの ----その他のもの (削 除)		KG		039	0 同様編みの組織を有するもの ----その他のもの (削 除)		KG	
						041	2 同様編みの組織を有するもの ----人造繊維製のもの (削 除)		KG	
						049	3 同様編みの組織を有するもの ----その他のもの (削 除)		KG	
						091	3 同様編みの組織を有するもの ----その他のもの (削 除)		KG	
						099	4 同様編みの組織を有するもの ----その他のもの (削 除)		KG	
						011	6 一その他のもの --模様編みの組織を有するもの ---綿製のもの ----ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの (削 除)		KG	
						012	0 一その他のもの ----たてメリヤスのもの (削 除)		KG	

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
		(削 除)					019 0	-----その他のもの の		KG
021	2	----その他のもの ----ゴム糸の重量 が全重量の 5%以上のもの		KG			021 2	----その他のもの ----ゴム糸の重量 が全重量の 5%以上のもの		KG
022	3	----その他のもの		KG				----その他のもの -----たてメリヤ スのもの		
		(削 除)					027 1	-----人造繊維 製のもの		KG
		(削 除)					024 5	-----その他の もの		KG
		(削 除)					029 3	-----その他のもの の		KG
031	5	--その他のもの ----綿製のもの ----ゴム糸の重量 が全重量の 5%以上のもの		KG			031 5	--その他のもの ----綿製のもの ----ゴム糸の重量 が全重量の 5%以上のもの		KG
033	0	----その他のもの		KG				----その他のもの -----たてメリヤ スのもの		KG
		(削 除)					032 6	-----たてメリヤ スのもの		KG
		(削 除)					039 6	-----その他のもの の		KG
041	1	----その他のもの ----人造繊維製の もの ----ゴム糸の重 量が全重量 の5%以上 のもの		KG			041 1	----その他のもの ----人造繊維製の もの ----ゴム糸の重 量が全重量 の5%以上 のもの		KG
043	3	----その他のもの の		KG				----その他のもの の		
		(削 除)					042 2	-----たてメリ ヤスのもの		KG
		(削 除)					049 2	-----その他の もの		KG
091	2	----その他のもの ----ゴム糸の重 量が全重量 の5%以上 のもの		KG			091 2	----その他のもの ----ゴム糸の重 量が全重量 の5%以上 のもの		KG
093	4	----その他のもの の		KG				----その他のもの の		
		(削 除)					092 3	-----たてメリ ヤスのもの		KG
		(削 除)					099 3	-----その他の もの		KG

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
60.03		メリヤス編物及びクロ セ編物 (幅が30センチ メートル以下のもの に限るものとし、第60.01 項及び第60.02項のも のを除く。)			60.03		メリヤス編物及びクロ セ編物 (幅が30センチ メートル以下のもの に限るものとし、第60.01 項及び第60.02項のも のを除く。)			
6003.10		－羊毛製又は織獣毛製 のもの			6003.10		－羊毛製又は織獣毛製 のもの			
	010	6 ー模様編みの組織を 有するもの (削 除)		K G		011	0 ーたてメリヤスの もの		K G	
	090	2 ーその他のもの (削 除)		K G		019	1 ーその他のもの ーその他のもの		K G	
6003.20		ー綿製のもの			6003.20		ー綿製のもの			
	010	3 ー模様編みの組織を 有するもの (削 除)		K G		029	4 ーその他のもの ー綿製のもの ー模様編みの組織を 有するもの		K G	
	090	6 ーその他のもの (削 除)		K G		011	4 ーたてメリヤスの もの		K G	
6003.30		ー合成繊維製のもの			6003.30		ー合成繊維製のもの			
	010	0 ー模様編みの組織を 有するもの (削 除)		K G		019	5 ーその他のもの ーその他のもの		K G	
	090	3 ーその他のもの (削 除)		K G		021	0 ーたてメリヤスの もの		K G	
6003.40		ー再生繊維又は半合成 繊維製のもの			6003.40		ー再生繊維又は半合成 繊維製のもの			
	010	4 ー模様編みの組織を 有するもの (削 除)		K G		029	1 ーその他のもの ー合成繊維製のもの ー模様編みの組織を 有するもの		K G	
	090	0 ーその他のもの (削 除)		K G		011	1 ーたてメリヤスの もの		K G	
6003.90		ーその他のもの			6003.90		ーその他のもの			
	010	3 ー模様編みの組織を 有するもの (削 除)		K G		019	2 ーその他のもの ーその他のもの ーその他のもの		K G	
	090	6 ーその他のもの		K G		021	1 ーたてメリヤスの もの		K G	
						029	2 ーその他のもの ーその他のもの ー模様編みの組織を 有するもの		K G	
						011	4 ーたてメリヤスの もの		K G	
						019	5 ーその他のもの ーその他のもの		K G	

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
60.04		(削 除)			60.04		021 0	----たてメリヤスの もの		KG
		(削 除)					029 1	----その他のもの		KG
		メリヤス編物及びクロ セ編物 (幅が30センチ メートルを超え、弾性 糸又はゴム糸の重量が 全重量の5%以上のもの に限るものとし、第 60.01 項 の も の を 除 く。)					6004.10	メリヤス編物及びクロ セ編物 (幅が30センチ メートルを超え、弾性 糸又はゴム糸の重量が 全重量の5%以上のもの に限るものとし、第 60.01 項 の も の を 除 く。)		
		一弾性糸の重量が全重 量の5%以上のもの (ゴム糸を含まない ものに限る。)					6004.10	一弾性糸の重量が全重 量の5%以上のもの (ゴム糸を含まない ものに限る。)		
		--模様編みの組織を 有するもの					010 4	----綿製のもの		KG
		(削 除)					011 5	----たてメリヤス のもの		KG
		(削 除)					019 6	----その他のもの ----その他のもの ----たてメリヤス のもの		KG
		(削 除)					022 2	----合成繊維製 のもの		KG
		(削 除)					024 4	----その他のもの の		KG
		(削 除)					027 0	----人造繊維製 のもの		KG
6004.10		(削 除)			6004.10		029 2	----その他のもの の		KG
		--その他のもの					031 4	----たてメリヤ スのもの		KG
		---綿製又は人造織 維製のもの					039 5	----その他のもの の		KG
		----綿製のもの					040 6	----人造繊維製の もの		KG
		(削 除)					041 0	----たてメリヤ スのもの		KG
		(削 除)					049 1	----その他のもの の		KG
		(削 除)					091 1	----たてメリヤス のもの		KG
		(削 除)					099 2	----その他のもの -その他のもの		KG
		--模様編みの組織を 有するもの					6004.90	--模様編みの組織を 有するもの		
		---綿製のもの					090 0	----その他のもの (削 除)		KG
6004.90		(削 除)			6004.90		099 2	----その他のもの -その他のもの		KG
		(削 除)					6004.90	--模様編みの組織を 有するもの		
		--模様編みの組織を 有するもの					099 2	----その他のもの -その他のもの		KG
		---綿製のもの					090 0	----その他のもの (削 除)		KG
		(削 除)					091 1	----たてメリヤス のもの		KG
		(削 除)					049 1	----その他のもの の		KG
		(削 除)					041 0	----たてメリヤ スのもの		KG
		(削 除)					040 6	----人造繊維製の もの		KG
		(削 除)					039 5	----その他のもの の		KG
		(削 除)					031 4	----たてメリヤ スのもの		KG

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
011	2	-----ゴム糸の重量 が全重量の 5%以上のもの		K G	011	2	-----ゴム糸の重量 が全重量の 5%以上のもの		K G	
013	4	-----その他のもの (削 除)		K G	012	3	-----たてメリヤ スのもの		K G	
		(削 除)			019	3	-----その他のもの		K G	
021	5	-----ゴム糸の重量 が全重量の 5%以上のもの		K G	021	5	-----ゴム糸の重量 が全重量の 5%以上のもの		K G	
023	0	-----その他のもの		K G			-----その他のもの			
		(削 除)			022	6	-----合成繊維 製のもの		K G	
		(削 除)			024	1	-----その他の もの		K G	
		(削 除)					-----その他のもの			
		(削 除)			027	4	-----人造繊維 製のもの		K G	
		(削 除)			029	6	-----その他の もの		K G	
031	1	-----ゴム糸の重量 が全重量の 5%以上のもの		K G	031	1	-----ゴム糸の重量 が全重量の 5%以上のもの		K G	
033	3	-----その他のもの		K G	032	2	-----たてメリヤ スのもの		K G	
		(削 除)			039	2	-----その他のもの		K G	
		(削 除)					-----その他のもの			
		(削 除)					-----人造繊維製の もの			
041	4	-----ゴム糸の重 量が全重量 の5%以上 のもの		K G	041	4	-----ゴム糸の重 量が全重量 の5%以上 のもの		K G	
043	6	-----その他のもの		K G			-----その他のもの			
		(削 除)			042	5	-----たてメリ ヤスのもの		K G	
		(削 除)			049	5	-----その他の もの		K G	
		(削 除)					-----その他のもの			

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
60.06 6006.31	091	5	-----	KG	60.06 6006.31	091	5	-----	KG	
	093	0	-----	KG		092	6	-----	KG	
			の (削 除)					の たてメリ ヤスのも		
	010	0	-----	KG		099	6	-----	KG	
			の (削 除)					の その他の もの		
	021	4	その他のメリヤス編物 及びクロセ編物 (省 略)	KG		011	1	-----	KG	
			一合成繊維製のもの					-----		ナイロンその 他のポリアミ ドのもの
			一漂白してないもの 及び漂白したもの					-----		ポリエステル のもの
			一模様編みの組織 を有するもの (削 除)					-----		アクリル又は モダクリルの もの
	029	5	-----	KG		012	2	-----	KG	
一漂白してないもの 及び漂白したもの			-----		その他のもの					
一合成繊維又は これとアセテ ート繊維を合 わせたものの 重量が全重量 の50%を超え るもの			-----		合成繊維又は これとアセテ ート繊維を合 わせたものの 重量が全重量 の50%を超え るもの					
一合成繊維製の もの (削 除)			-----		合成繊維製 のもの					
010	6	-----	KG	022	5	-----	KG			
		の (削 除)				の ポリエス テルのも				
		の (削 除)				の その他の もの				
		の (削 除)				の その他のもの				
6006.32	010	-----	KG	024	0	-----	KG			
		の (削 除)				の その他の もの				
		の (削 除)				の その他のもの				
		の (削 除)				の その他のもの				
6006.32	011	-----	KG	029	5	-----	KG			
		の (削 除)				の 浸染したもの				
		の (削 除)				の 模様編みの組織 を有するもの				
		の (削 除)				の 模様編みの組織 を有するもの				
6006.32	012	-----	KG	011	0	-----	KG			
		の (削 除)				の ナイロンその 他のポリアミ ドのもの				
		の (削 除)				の ポリエステル のもの				
		の (削 除)				の アクリル又は モダクリルの もの				

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考							
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位						
			I	II					I	II					
6006.33	021	(削 除) ----その他のもの	K G		6006.33	014	3	----その他のもの	K G						
		----合成繊維又は これとアセテ ート繊維を合 わせたものの 重量が全重量 の50%を超え るもの						----合成繊維製 のもの							
		(削 除)						022		4	-----ポリエス テルのも の	K G			
		(削 除)						024		6	-----その他の もの	K G			
		029						4		----その他のもの --異なる色の糸から 成るもの	K G	029	4	----その他のもの --異なる色の糸から 成るもの	K G
		010						5		---模様編みの組織 を有するもの (削 除)	K G	011	6	----ナイロンその 他のポリアミ ドのもの	K G
		(削 除)						012		0	----ポリエステル のもの	K G			
		(削 除)						013		1	----アクリル又は モダクリルの もの	K G			
		(削 除)						014		2	----その他のもの	K G			
		6006.34						021		----その他のもの	K G		6006.34	022	3
----合成繊維又は これとアセテ ート繊維を合 わせたものの 重量が全重量 の50%を超え るもの	----合成繊維又は これとアセテ ート繊維を合 わせたものの 重量が全重量 の50%を超え るもの														
(削 除)	022		3	-----ポリエス テルのも の	K G										
(削 除)	024		5	-----その他の もの	K G										
029	3		----その他のもの --なせんしたもの	K G	029	3	----その他のもの --なせんしたもの		K G						
010	4		---模様編みの組織 を有するもの (削 除)	K G	011	5	----ナイロンその 他のポリアミ ドのもの		K G						
(削 除)	012		6	----ポリエステル のもの	K G										

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考					
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位				
			I	II					I	II			
61.11 6111.10	021	(削 除)	K G	K G	61.11 6111.10	013	0	-----アクリル又は モダクリルの もの	K G				
		(削 除) ----その他のもの					014	1	-----その他のもの	K G			
		----合成繊維又は これとアセテ ート繊維を合 わせたものの 重量が全重量 の50%を超え るもの					022	2	-----合成繊維製 のもの	K G			
		(削 除)							-----ポリエス テルのも の				
		(削 除)							024		4	-----その他の もの	K G
		029							2		----その他のもの (省 略)	K G	
乳児用の衣類及び衣類 附属品（メリヤス編み 又はクロセ編みのもの に限る。）	310	6	NO	K G	61.11 6111.10	029	2	----その他のもの (省 略)	K G				
---羊毛製又は織獣毛製 のもの (省 略)								----ししゅうしたも の、レースを使 用したもの及び 模様編みの組織 を有するもの					

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考			
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位		
			I	II					I	II	
6111.20	390	2	(削 除)			311	0	-----第61.05項 (オ ー プ ン シ ャ ツ 、 ポ ロ シ ャ ツ そ の 他 こ れ ら に 類 す る シ ャ ツ に 限 る 。) 、 第61.06 項 (ブ ラ ウ ス 、 シ ャ ツ ブ ラ ウ ス 、 オ ー プ ン シ ャ ツ 、 ポ ロ シ ャ ツ そ の 他 こ れ ら に 類 す る シ ャ ツ に 限 る 。) 又 は 第61.09 項 (異 な る 色 の 糸 か ら 成 る も の 及 び な せ ん し た も の に 限 る 。) の も の と 同 一 種 類 の も の	NO	KG	
			(削 除)			312	1	-----第61.10項の も の と 同 一 種 類 の も の	NO	KG	
			(削 除)			319	1	-----その他のもの -----その他のもの	NO	KG	
			(削 除)			321	3	-----第61.05項 (オ ー プ ン シ ャ ツ 、 ポ ロ シ ャ ツ そ の 他 こ れ ら に 類 す る シ ャ ツ に 限 る 。) 、 第61.06 項 (ブ ラ ウ ス 、 シ ャ ツ ブ ラ ウ ス 、 オ ー プ ン シ ャ ツ 、 ポ ロ シ ャ ツ そ の 他 こ れ ら に 類 す る シ ャ ツ に 限 る 。) 又 は 第61.09 項 (異 な る 色 の 糸 か ら 成 る も の 及 び な せ ん し た も の に 限 る 。) の も の と 同 一 種 類 の も の	NO	KG	
			(削 除)			322	4	-----第61.10項の も の と 同 一 種 類 の も の	NO	KG	
			(削 除)			329	4	-----その他のもの -----綿製のもの	NO	KG	
						6111.20					

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
310	3	(省 略) --その他のもの ----ししゆうしたも	NO	KG	311	4	(省 略) --その他のもの ----ししゆうしたも の、レースを使 用したもの及び 模様編みの組織 を有するもの (削 除)	NO	KG	
390	6	(削 除) ----その他のもの	NO	KG	312	5	----第61.05項 (オ ープンシャ ツ、ポロシャ ツその他これ らに類するシャ ツに限 る。)、第61.06 項 (ブラウ ス、シャツブ ラウス、オー プンシャツ、 ポロシャツそ の他これらに 類するシャツ に限る。)、 第61.09項 (異 なる色の糸か ら成るもの及 びなせんした ものに限 る。)又は第 61.10項 (トレ ーナーに限 る。)のもの と同一種類の もの	NO	KG	
					319	5	----その他のもの ----その他のもの	NO	KG	

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考				
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位			
			I	II					I	II		
6111.30		(削 除)				321	0	-----第61.05項 (オ ーブンシャ ツ、ポロシャ ツその他これ らに類するシ ャツに限 る。)、第61.06 項 (ブラウ ス、シャツブ ラウス、オー ブンシャツ、 ポロシャツそ の他これらに 類するシャツ に限る。)、 第61.09項 (異 なる色の糸か ら成るもの及 びなせんした ものに限 る。)又は第 61.10項 (トレ ーナーに限 る。)のもの と同一種類の もの	NO	KG		
		(削 除)				322	1	-----第61.10項 (ト レーナーを除 く。)のもの と同一種類の もの	NO	KG		
			(削 除) 一合成繊維製のもの (省 略) --その他のもの ---ししゅうしたも の、レースを使 用したもの及び 模様編みの組織 を有するもの	NO	KG	6111.30	329	1	-----その他のもの 一合成繊維製のもの (省 略) --その他のもの ---ししゅうしたも の、レースを使 用したもの及び 模様編みの組織 を有するもの	NO	KG	
	310	0										

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考			
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位		
			I	II					I	II	
		(削 除)				311	1	-----第61.05項 (オ ーブンシャ ツ、ポロシャ ツその他これ らに類するシ ャツに限 る。)、第61.06 項 (ブラウ ス、シャツブ ラウス、オー ブンシャツ、 ポロシャツそ の他これらに 類するシャツ に限る。)、 第61.09項 (異 なる色の糸か ら成るもの及 びなせんした ものに限 る。)又は第 61.10項 (トレ ーナーに限 る。)のもの と同一種類の もの	NO	KG	
		(削 除)				312	2	-----第61.10項 (ト レーナーを除 く。)のもの と同一種類の もの	NO	KG	
390	3	(削 除) -----その他のもの	NO	KG		319	2	-----その他のもの -----その他のもの	NO	KG	

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考			
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位		
			I	II					I	II	
6111.90		(削 除)			321	4	-----第61.05項 (オ ーブンシャ ツ、ポロシャ ツその他これ らに類するシ ャツに限 る。)、第61.06 項 (ブラウ ス、シャツブ ラウス、オー ブンシャツ、 ポロシャツそ の他これらに 類するシャツ に限る。)、 第61.09項 (異 なる色の糸か ら成るもの及 びなせんした ものに限 る。)又は第 61.10項 (トレ ーナーに限 る。)のもの と同一種類の もの	NO	KG		
		(削 除)			322	5	-----第61.10項 (ト レーナーを除 く。)のもの と同一種類の もの	NO	KG		
	310	3	(削 除) -その他の紡織用繊維 製のもの (省 略) --その他のもの ---ししゅうしたも の、レースを使 用したもの及び 模様編みの組織 を有するもの	NO	KG	6111.90	329	5	-----その他のもの -その他の紡織用繊維 製のもの (省 略) --その他のもの ---ししゅうしたも の、レースを使 用したもの及び 模様編みの組織 を有するもの	NO	KG

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
		(削 除)								
		(削 除)			311	4	-----第61.05項 (オ ー プ ン シ ャ ツ 、 ポ ロ シ ャ ツ そ の 他 こ れ ら に 類 す る シ ャ ツ に 限 る 。) 、 第61.06 項 (ブラウ ス 、 シ ャ ツ ブ ラ ウ ス 、 オ ー プ ン シ ャ ツ 、 ポ ロ シ ャ ツ そ の 他 こ れ ら に 類 す る シ ャ ツ に 限 る 。) 又 は 第61.09項 (異なる色 の 糸 か ら 成 る も の 及 び な せ ん し た も の に 限 る 。) の も の と 同 一 種 類 の も の	NO	KG	
		(削 除)			312	5	-----第61.10項の も の と 同 一 種 類 の も の	NO	KG	
		(削 除)			319	5	-----その他のもの -----その他のもの	NO	KG	
390	6	-----その他のもの (削 除)	NO	KG	321	0	-----第61.05項 (オ ー プ ン シ ャ ツ 、 ポ ロ シ ャ ツ そ の 他 こ れ ら に 類 す る シ ャ ツ に 限 る 。) 、 第61.06 項 (ブラウ ス 、 シ ャ ツ ブ ラ ウ ス 、 オ ー プ ン シ ャ ツ 、 ポ ロ シ ャ ツ そ の 他 こ れ ら に 類 す る シ ャ ツ に 限 る 。) 又 は 第61.09項 (異なる色 の 糸 か ら 成 る も の 及 び な せ ん し た も の に 限 る 。) の も の と 同 一 種 類 の も の	NO	KG	
		(削 除)			322	1	-----第61.10項の も の と 同 一 種 類 の も の	NO	KG	
		(削 除)			329	1	-----その他のもの	NO	KG	

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
61.17		その他の衣類附属品 (製品にしたもので、 メリヤス編み又はクロ セ編みのものに限 る。)及び衣類又は衣 類附属品の部分品(メ リヤス編み又はクロセ 編みのものに限る。) (省 略)			61.17		その他の衣類附属品 (製品にしたもので、 メリヤス編み又はクロ セ編みのものに限 る。)及び衣類又は衣 類附属品の部分品(メ リヤス編み又はクロセ 編みのものに限る。) (省 略)			
6117.80		—その他の附属品 —ゴムを染み込ませ、 塗布し又は被覆した もの —綿製のもの (削 除)	NO	KG	6117.80		—その他の附属品 —ゴムを染み込ませ、 塗布し又は被覆した もの —綿製のもの —ししゅうした もの、レース を使用したもの及び 模様編みの組織を有 するもの	NO	KG	
	014	6				011	3			
		(削 除)								
	015	0	NO	KG		012	4	—その他のもの —その他のもの	NO	KG
		(削 除)				013	5	—ししゅうした もの、レース を使用したもの及び 模様編みの組織を有 するもの	NO	KG
		(削 除) (省 略)				019	4	—その他のもの (省 略)	NO	KG
70.02		ガラスの球(第70.18項 のマイクロファイアを 除く。)、棒及び管(加 工していないものに限 る。)			70.02		ガラスの球(第70.18項 のマイクロファイアを 除く。)、棒及び管(加 工していないものに限 る。)			
		(省 略)					(省 略)			
7002.20	000	4		KG	7002.20		—棒			
		(削 除)				010	0	—石英ガラスのもの		KG
		(削 除)				020	3	—その他のもの (省 略)		KG
		(省 略)								
70.04		引上げ法又は吹上げ法 により製造した板ガラ ス(吸収層、反射層又は 無反射層を有するか有 しないかを問わないも のとし、その他の加工 をしたものを除く。)			70.04		引上げ法又は吹上げ法 により製造した板ガラ ス(吸収層、反射層又は 無反射層を有するか有 しないかを問わないも のとし、その他の加工 をしたものを除く。)			
		(省 略)					(省 略)			
7004.90	000	0		SM	7004.90		—その他のもの			
		(削 除)				010	3	—厚さが4ミリメー トル以下のもの		SM
		(削 除) (省 略)				020	6	—その他のもの (省 略)		SM

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
70.05		フロート板ガラス及び 磨き板ガラス（吸収 層、反射層又は無反射 層を有するか有しない かを問わないものと し、その他の加工をし たものを除く。） （省 略） －金属の線又は網を入 れてないその他のガ ラス			70.05		フロート板ガラス及び 磨き板ガラス（吸収 層、反射層又は無反射 層を有するか有しない かを問わないものと し、その他の加工をし たものを除く。） （省 略） －金属の線又は網を入 れてないその他のガ ラス			
7005.21		－色つきのもの、不 透明のもの、色き せのもの及び単に 表面を粗く磨いた もの			7005.21		－色つきのもの、不 透明のもの、色き せのもの及び単に 表面を粗く磨いた もの			
	010	0		SM	010	0	－厚さが4ミリメ ートル以下のも の （削 除）			SM
						020	3	－厚さが4ミリメ ートルを超え6 ミリメートル以 下のもの		SM
	090	3		SM	090	3	－その他のもの （省 略）			SM
81.12		ベリリウム、クロム、 ゲルマニウム、バナジ ウム、ガリウム、ハフ ニウム、インジウム、 ニオブ、レニウム及び タリウム（くずを含 む。）並びにこれらの 製品（くずを含む。） （省 略）			81.12		ベリリウム、クロム、 ゲルマニウム、バナジ ウム、ガリウム、ハフ ニウム、インジウム、 ニオブ、レニウム及び タリウム（くずを含 む。）並びにこれらの 製品（くずを含む。） （省 略）			
8112.30	000	0		KG	8112.30		－ゲルマニウム （削 除） （削 除） （省 略）			KG
						100	2	－くず		KG
						200	4	－その他のもの （省 略）		KG
82.07		手工具（動力駆動式で あるかないかを問わな い。）用又は加工機械 用の互換性工具（例え ば、プレス、型打ち、 押抜き、ねじ立て、ね じ切り、穴あけ、中ぐ り、ブローチ削り、フ ライス削り、切削又は ねじの締付けに使用す るもの。金属の引抜き 用又は押し出し用のダイ ス及び削岩用又は土壤 せん孔用の工具を含 む。） （省 略）			82.07		手工具（動力駆動式で あるかないかを問わな い。）用又は加工機械 用の互換性工具（例え ば、プレス、型打ち、 押抜き、ねじ立て、ね じ切り、穴あけ、中ぐ り、ブローチ削り、フ ライス削り、切削又は ねじの締付けに使用す るもの。金属の引抜き 用又は押し出し用のダイ ス及び削岩用又は土壤 せん孔用の工具を含 む。） （省 略）			

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位			
			I	II					I	II		
8207.70	010 020	4 0	—フライス削り用工具 —高速度鋼のもの		KG	8207.70	010	4	—フライス削り用工具 —高速度鋼のもの (新 規)		KG	
			—作用する部分に焼 結した金属炭化物 又はサーメットを 使用したもの (刃 が取り付けられて いるかないかを問 わない。)		KG							
	090	0	—その他のもの (省 略)		KG		090	0	—その他のもの (省 略)		KG	
84.13			液体ポンプ (計器付き であるかないかを問わ ない。) 及び液体エレ ベーター —ポンプ (計器付きの もの及び計器を取り 付けるように設計し たものに限る。) (省 略)			84.13			液体ポンプ (計器付き であるかないかを問わ ない。) 及び液体エレ ベーター —ポンプ (計器付きの もの及び計器を取り 付けるように設計し たものに限る。) (省 略)			
8413.19	000	4	—その他のもの (削 除)	NO	KG	8413.19			—その他のもの			
			(削 除)				010	0	—ギヤポンプ、ベ ーンポンプ及び スクリュウポン プ (油圧ポンプ を除く。)	NO	KG	
			(削 除)				020	3	—往復容積式ポ ンプ (油圧ポ ンプを除 く。)	NO	KG	
			(削 除) (省 略)				090	3	—その他のもの (省 略)	NO	KG	
84.14			気体ポンプ、真空ポン プ、気体圧縮機及びフ ァン並びに換気用又は 循環用のフード (ファ ンを自蔵するものに 限るものとし、フィルタ ーを取り付けてあるか ないかを問わない。) (省 略)			84.14			気体ポンプ、真空ポン プ、気体圧縮機及びフ ァン並びに換気用又は 循環用のフード (ファ ンを自蔵するものに 限るものとし、フィルタ ーを取り付けてあるか ないかを問わない。) (省 略)			
8414.40	000	2	—気体圧縮機 (けん引 用の車輪付きシャシ を取り付けたものに 限る。)	NO	KG	8414.40			—気体圧縮機 (けん引 用の車輪付きシャシ を取り付けたものに 限る。)			
			(削 除)				010	5	—重量が1,000キロ グラム以下のもの (往復式のもの を除く。)	NO	KG	
			(削 除) —ファン				090	1	—その他のもの —ファン	NO	KG	

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
8414.51		――卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン(出力が125ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。)			8414.51		――卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン(出力が125ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。)			
	010	1 扇風機 (電池内蔵式のものを除く。)	NO	KG		010	1 扇風機 (電池内蔵式のものを除く。)	NO	KG	
	020	4 換気扇 (羽根の先端によつて描かれる円の直径が50センチメートル以下のものに限る。)	NO	KG			(新規)			
	090	4 其他のもの (省略)	NO	KG		090	4 其他のもの (省略)	NO	KG	
84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器 (電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ (第84.15項のエアコンディショナーを除く。)			84.18		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器 (電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ (第84.15項のエアコンディショナーを除く。)			
		(省略)					(省略)			
8418.40	000	1 直立型冷凍庫 (容量が900リットル以下のものに限る。)	NO	KG	8418.40		直立型冷凍庫 (容量が900リットル以下のものに限る。)			
		(削除)				010	4 容量が400リットル以下のもの	NO	KG	
		(削除)				090	0 其他のもの	NO	KG	
		(省略)					(省略)			
84.29		ブルドーザー、アングルドドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。)			84.29		ブルドーザー、アングルドドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー (自走式のものに限る。)			
		(省略)					(省略)			
8429.40	000	0 突固め用機械及びロードローラー	NO	KG	8429.40		突固め用機械及びロードローラー			
		(削除)				010	3 突固め用機械	NO	KG	
		(削除)				090	6 ロードローラー	NO	KG	
		(省略)					(省略)			

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
84.43		印刷機 (第84.42項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの) 及びインクジェット方式の印刷機 (第84.71項の物品を除く。) 並びに印刷用補助機械 ーオフセット印刷機 (省 略)			84.43		印刷機 (第84.42項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの) 及びインクジェット方式の印刷機 (第84.71項の物品を除く。) 並びに印刷用補助機械 ーオフセット印刷機 (省 略)			
8443.19	000	0 ーその他のもの (削 除)	NO	KG	8443.19		ーその他のもの (削 除)			
						010	3 ー自動枚葉式のもの	NO	KG	
						020	6 ーその他のもの (省 略)	NO	KG	
84.51		洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス (フェーディングプレスを含む。) 用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械 (紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第84.50項の機械を除く。)、織物類その他の支持物にペーस्टを被覆する機械 (リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。) 及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械 (省 略)			84.51		洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス (フェーディングプレスを含む。) 用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械 (紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第84.50項の機械を除く。)、織物類その他の支持物にペーस्टを被覆する機械 (リノリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。) 及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械 (省 略)			
8451.80	000	0 ーその他の機械 (削 除)	NO	KG	8451.80		ーその他の機械			
						010	3 ー清浄用 (ドライクリーニング用のものを除く。)、絞り用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用のもの (紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限る。)	NO	KG	
8451.90	000	4 一部分品		KG	8451.90		ーその他のもの 一部分品	NO	KG	

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
84.58		(削 除)			84.58		010 0	---洗浄用、清浄用、 絞り用、乾燥用、 アイロンがけ用、 プレス（フェージ ングプレスを含 む。）用、漂白用、 染色用、仕上げ 用、塗布用又は染 み込ませ用の機械 （紡織用繊維の 糸、織物類又は製 品に使用するもの に限る。）のもの		KG
		(削 除)					020 3	---その他のもの		KG
8458.19	000	5	旋盤（ターニングセン ターを含むものとし、 金属切削用のものに限 る。） ---横旋盤 (省 略) ---その他のもの (削 除)	NO KG	8458.19		---その他のもの (省 略) ---その他のもの	NO KG	KG	
84.59		(削 除) (省 略)			84.59		010 1	---普通旋盤（ベッ ド上の振りが 1,000ミリメー トル以上のもの に限る。）、単 軸自動旋盤（棒 材用のものに限 る。）及び自動 ならい旋盤	NO	KG
		(削 除) (省 略)					090 4	---その他のもの (省 略)	NO	KG
8459.59	000	5	金属用のボール盤、中 ぐり盤、フライス盤、 ねじ切り盤及びねじ立 て盤（ウェイタイプユ ニットヘッド機を含む ものとし、第84.58項の 旋盤（ターニングセン ターを含む。）を除 く。） (省 略) ---ひざ形フライス盤 (省 略) ---その他のもの (削 除)	NO KG	8459.59		---その他のもの (省 略) ---ひざ形フライス盤 (省 略) ---その他のもの	NO KG	KG	
8459.69	000	2	(削 除) ---その他のフライス盤 (省 略) ---その他のもの (削 除) (削 除)	NO KG	8459.69		010 1	---万能工具フライ ス盤及びならい フライス盤	NO	KG
			(削 除) ---その他のもの (削 除)	NO KG			090 4	---その他のもの ---その他のフライス盤 (省 略) ---その他のもの	NO	KG
							010 5	---プラノミラー	NO	KG
							090 1	---その他のもの	NO	KG

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考			
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位		
			I	II					I	II	
84.60		(省 略) 研削盤、ホーニング 盤、ラップ盤、研磨盤 その他の仕上げ用加工 機械 (研削砥石その他 の研磨材料を使用して 金属又はサーメットを 加工するものに限るも のとし、第84.61項の歯 切り盤、歯車研削盤及 び歯車仕上盤を除く。)			84.60		(省 略) 研削盤、ホーニング 盤、ラップ盤、研磨盤 その他の仕上げ用加工 機械 (研削砥石その他 の研磨材料を使用して 金属又はサーメットを 加工するものに限るも のとし、第84.61項の歯 切り盤、歯車研削盤及 び歯車仕上盤を除く。)				
		(省 略) －その他の研削盤 (軸 の位置決めが0.01ミ リメートル以内の精 度でできるものに限 る。)					(省 略) －その他の研削盤 (軸 の位置決めが0.01ミ リメートル以内の精 度でできるものに限 る。)				
8460.29	000	5			8460.29		－その他のもの				
						010	1	－ねじ研削盤	NO	KG	
						090	4	－その他のもの	NO	KG	
								(省 略)			
84.63		その他の加工機械 (金 属又はサーメットの加 工用のもので、これら を取り除くことなく加 工するものに限る。)			84.63		その他の加工機械 (金 属又はサーメットの加 工用のもので、これら を取り除くことなく加 工するものに限る。)				
		(省 略) －線の加工機械					010	1	－ばね成形機 (数値 制御式のものを除 く。)	NO	KG
8463.30	000	5			8463.30		－線の加工機械				
						090	4	－その他のもの	NO	KG	
								(省 略)			
85.01		電動機及び発電機 (原 動機とセットにした発 電機を除く。)			85.01		電動機及び発電機 (原 動機とセットにした発 電機を除く。)				
		(省 略) －その他の多相交流電 動機									
8501.53	000	4			8501.53		－出力が75キロワッ トを超えるもの				
						010	0	－重量が500キロ グラム以下のもの	NO	KG	
						090	3	－その他のもの	NO	KG	
								(省 略)			
85.26		レーダー、航行用無線 機器及び無線遠隔制御 機器			85.26		レーダー、航行用無線 機器及び無線遠隔制御 機器				
		(省 略) －その他のもの									

新 (2006年)					旧 (2005年)					備 考
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		
			I	II				I	II	
8526.92	000	† (省 略) --無線遠隔制御機器 (削 除)	NO	KG	8526.92		(省 略) --無線遠隔制御機器			
						010	2 --航空機用のもの (機上用又は地 上用のものであ るかないかを問 わない。)	NO	KG	
		(削 除)				090	† ---その他のもの	NO	KG	
85.39		フィラメント電球及び 放電管 (シールドビー ムランプ、紫外線ラン プ及び赤外線ランプを 含む。)並びにアーク 灯 (省 略) -紫外線ランプ、赤外 線ランプ及びアーク 灯			85.39		フィラメント電球及び 放電管 (シールドビー ムランプ、紫外線ラン プ及び赤外線ランプを 含む。)並びにアーク 灯 (省 略) -紫外線ランプ、赤外 線ランプ及びアーク 灯			
8539.49	000	2 (省 略) --その他のもの	NO		8539.49		(省 略) --その他のもの			
		(削 除)				010	5 ---赤外線ランプ		NO	
		(削 除)				020	1 ---紫外線ランプ		NO	
		(省 略)					(省 略)			
87.04		貨物自動車 (省 略) -その他のもの (ピス トン式圧縮点火内燃 機関 (ディーゼルエ ンジン及びセミディ ーゼルエンジン) を 搭載したものに限 る。)			87.04		貨物自動車 (省 略) -その他のもの (ピス トン式圧縮点火内燃 機関 (ディーゼルエ ンジン及びセミディ ーゼルエンジン) を 搭載したものに限 る。)			
8704.21	000	1 --車両総重量が5ト ン以下のもの (削 除)	NO		8704.21		--車両総重量が5ト ン以下のもの			
						010	4 ---運転室を有する 原動機付きシャ シ、無限軌道式 貨物自動車及び シャトルカー		NO	
		(削 除)				090	0 ---その他のもの		NO	
8704.22	000	0 --車両総重量が5ト ンを超え20トン以 下のもの (削 除)	NO		8704.22		--車両総重量が5ト ンを超え20トン以 下のもの			
						010	3 ---運転室を有する 原動機付きシャ シ、無限軌道式 貨物自動車及び シャトルカー		NO	
		(削 除) (省 略)				090	6 ---その他のもの (省 略)		NO	

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
87.11		モーターサイクル (モ ペットを含むものど し、サイドカー付きで あるかないかを問わな い。)、補助原動機付 きの自転車 (サイドカ ー付きであるかないか を問わない。) 及びサ イドカー (省 略)			87.11		モーターサイクル (モ ペットを含むものど し、サイドカー付きで あるかないかを問わな い。)、補助原動機付 きの自転車 (サイドカ ー付きであるかないか を問わない。) 及びサ イドカー (省 略)			
8711.20		一シリンダー容積が50 立方センチメートル を超え250立方セン チメートル以下のピ ストン式内燃機関 (往復動機関に限 る。) 付きのもの			8711.20	000	2	一シリンダー容積が50 立方センチメートル を超え250立方セン チメートル以下のピ ストン式内燃機関 (往復動機関に限 る。) 付きのもの (新 規)		NO
	010	5	一シリンダー容積が 50立方センチメー トルを超え125立 方センチメートル 以下のもの							NO
	090	1	一その他のもの (省 略)							NO
87.14		部分品及び附属品 (第 87.11項から第87.13項 までの車両のものに限 る。) (省 略)			87.14			部分品及び附属品 (第 87.11項から第87.13項 までの車両のものに限 る。) (省 略)		
8714.91	000	2	一その他のもの 一フレーム体及び前 ホーク並びにこれ らの部分品 (削 除)		8714.91			一その他のもの 一フレーム体及び前 ホーク並びにこれ らの部分品 (削 除)		KG
						010	5	一フレーム体及び その部分品		KG
						020	1	一前ホーク及びそ の部分品		KG
8714.92	000	1	一リム及びスポーク (削 除)	NO	KG	8714.92		一リム及びスポーク (削 除)		
						010	4	一リム	NO	KG
						020	0	一スポーク (省 略)	DZ	KG
90.06		写真機 (映画用撮影機 を除く。) 並びに写真 用のせん光器具及びせ ん光電球 (第85.39項の 放電管を除く。) (省 略)			90.06			写真機 (映画用撮影機 を除く。) 並びに写真 用のせん光器具及びせ ん光電球 (第85.39項の 放電管を除く。) (省 略)		
9006.30	000	4	一水中用、航空測量用 又は内臓の医学的検 診用に特に設計した 写真機及び法廷用又 は鑑識用の比較カメ ラ	NO	KG	9006.30		一水中用、航空測量用 又は内臓の医学的検 診用に特に設計した 写真機及び法廷用又 は鑑識用の比較カメ ラ		

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
90.14		(削 除)			010	0	---内臓の医学的検診 用のもの (エック ス線用のものを除 く。)	NO	KG	
		(削 除)			021	4	---その他のもの ---水中用のもの及 び法廷用又は鑑 識用の比較カメ ラ	NO	KG	
		(削 除) (省 略)			029	5	---その他のもの (省 略)	NO	KG	
90.14		羅針盤その他の航行用 機器			90.14		羅針盤その他の航行用 機器			
90.14.20	000	(省 略) ---空中又は宇宙の航行 用の機器 (羅針盤を 除く。)	NO	KG	90.14.20		(省 略) ---空中又は宇宙の航行 用の機器 (羅針盤を 除く。)			
		(削 除) (削 除) (省 略)			010	1	---電気式のもの	NO	KG	
					090	4	---その他のもの (省 略)	NO	KG	
90.15		土地測量 (写真測量を 含む。)用、水路測量 用、海洋測量用、水理 計測用、気象観測用又 は地球物理学用の機器 (羅針盤を除く。)及 び測距儀			90.15		土地測量 (写真測量を 含む。)用、水路測量 用、海洋測量用、水理 計測用、気象観測用又 は地球物理学用の機器 (羅針盤を除く。)及 び測距儀			
90.15.80	000	(省 略) ---その他の機器	NO	KG	90.15.80		(省 略) ---その他の機器			
		(削 除) (削 除) (省 略)			010	2	---電気式のもの	NO	KG	
					090	5	---その他のもの (省 略)	NO	KG	
90.16 90.16.00	000	0 はかり (感量が50ミリ グラム以内のものに限 るものとし、分銅を附 属させてあるかないか を問わない。)		KG	90.16 90.16.00		はかり (感量が50ミリ グラム以内のものに限 るものとし、分銅を附 属させてあるかないか を問わない。)			
		(削 除)			010	3	---電気式のはかり並び にその部分品及び附 属品		KG	
		(削 除)			090	6	---その他のもの		KG	

+

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
90.17		製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）			90.17		製図機器、けがき用具及び計算用具（例えば、写図機械、パントグラフ、分度器、製図用セット、計算尺及び計算盤）並びに手持ち式の測長用具（例えば、ものさし、巻尺、マイクロメーター及びパス。この類の他の項に該当するものを除く。）			
9017.80	000	2 (省 略) －その他の機器	NO	KG	9017.80		(省 略) －その他の機器			
		(削 除)			010	5	－電気式のもの	NO	KG	
		(削 除)			090	1	－その他のもの	NO	KG	
		(省 略)					(省 略)			
90.24		硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）			90.24		硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機（材料（例えば、金属、木材、紡織用繊維、紙及びプラスチック）の機械的性質を試験するものに限る。）			
9024.10	000	2 －材料試験器（金属を試験するものに限る。）	NO	KG	9024.10		－材料試験器（金属を試験するものに限る。）			
		(削 除)			010	5	－電気式のもの	NO	KG	
		(削 除)			090	1	－その他のもの	NO	KG	
9024.80	000	2 (省 略) －その他の機器	NO	KG	9024.80		(省 略) －その他の機器			
		(削 除)			010	5	－電気式のもの	NO	KG	
		(削 除)			090	1	－その他のもの	NO	KG	
		(省 略)					(省 略)			
90.25		ハイδροメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品			90.25		ハイδροメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計（記録装置を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらを組み合わせた物品			
9025.80	000	† (省 略) －その他の機器	NO	KG	9025.80		(省 略) －その他の機器			
		(削 除)			010	†	－電気式のもの	NO	KG	
		(削 除)			090	†	－その他のもの	NO	KG	
		(省 略)					(省 略)			

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
90.26		液体又は気体の流量、 液位、圧力その他の変 量の測定用又は検査用 の機器 (例えば、流量 計、液位計、マノメー ター及び熱流量計。第 90.14項、第90.15項、 第90.28項又は第90.32 項の機器を除く。)			90.26		液体又は気体の流量、 液位、圧力その他の変 量の測定用又は検査用 の機器 (例えば、流量 計、液位計、マノメー ター及び熱流量計。第 90.14項、第90.15項、 第90.28項又は第90.32 項の機器を除く。)			
9026.10	000	5 一液体の流量又は液位 の測定用又は検査用 のもの (削 除) (削 除) (省 略)	NO	KG	9026.10		一液体の流量又は液位 の測定用又は検査用 のもの 010 1 一電気式のもの NO KG 090 4 一その他のもの NO KG (省 略)			
9026.80	000	5 一その他の機器 (削 除) (削 除) (省 略)	NO	KG	9026.80		一その他の機器 010 1 一電気式のもの NO KG 090 4 一その他のもの NO KG (省 略)			
90.27		物理分析用又は化学分 析用の機器 (例えば、 偏光計、屈折計、分光 計及びガス又は煙の分 析機器)、粘度、多孔 度、膨脹、表面張力そ の他これらに類する性 質の測定用又は検査用 の機器、熱、音又は光 の量の測定用又は検査 用の機器 (露出計を含 む。)及びマイクロト ム (省 略)			90.27		物理分析用又は化学分 析用の機器 (例えば、 偏光計、屈折計、分光 計及びガス又は煙の分 析機器)、粘度、多孔 度、膨脹、表面張力そ の他これらに類する性 質の測定用又は検査用 の機器、熱、音又は光 の量の測定用又は検査 用の機器 (露出計を含 む。)及びマイクロト ム (省 略)			
9027.30	000	4 一分光計、分光光度計 及び分光写真器 (紫 外線、可視光線又は 赤外線を使用するも のに限る。) (削 除) (削 除) (省 略)	NO	KG	9027.30		一分光計、分光光度計 及び分光写真器 (紫 外線、可視光線又は 赤外線を使用するも のに限る。) 010 0 一電気式のもの NO KG 090 3 一その他のもの NO KG (省 略)			
90.29		積算回転計、生産量 計、タクシーメータ ー、走行距離計、歩数 計その他これらに類す る物品並びに速度計及 び回転速度計 (第90.14 項又は第90.15項のも のを除く。)並びにス トロボスコープ			90.29		積算回転計、生産量 計、タクシーメータ ー、走行距離計、歩数 計その他これらに類す る物品並びに速度計及 び回転速度計 (第90.14 項又は第90.15項のも のを除く。)並びにス トロボスコープ			

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	NACCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NACCS 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
9029.10	000	6	一積算回転計、生産量計、タクシメータ	NO	KG	9029.10		一積算回転計、生産量計、タクシメータ		
			二、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品					二、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品		
			(削 除)			010	2	一電気式のもの	NO	KG
			(削 除)			020	5	一その他のもの	NO	KG
			(省 略)					(省 略)		
94.05			ランプその他の照明器具及びその部分品 (サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品 (他の項に該当するものを除く。)			94.05		ランプその他の照明器具及びその部分品 (サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品 (他の項に該当するものを除く。)		
9405.10	000	3	一シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具 (公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。)		KG	9405.10		一シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式照明器具 (公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。)		
			(削 除)			010	6	一大理石製のもの		KG
			(削 除)			090	2	一その他のもの		KG
9405.20	000	0	一卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ		KG	9405.20		一卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式ランプ		
			(削 除)			010	3	一木製のもの		KG
			(削 除)			020	6	一大理石製のもの		KG
			(削 除)			090	6	一その他のもの		KG
			(省 略)					(省 略)		
9405.40			一電気式のランプその他の照明器具 (他の号に該当するものを除く。)			9405.40		一電気式のランプその他の照明器具 (他の号に該当するものを除く。)		
			(省 略)					(省 略)		
	090	0	一その他のもの		KG			一その他のもの		
			(削 除)			021	1	一一木製のもの		KG
			(削 除)			022	2	一一大理石製のもの		KG
			(削 除)			029	2	一一その他のもの		KG
			(省 略)					(省 略)		
			一部分品					一部分品		
			(省 略)					(省 略)		
9405.99			一その他のもの			9405.99		一その他のもの		
			(削 除)			010	1	一一大理石製のもの		KG
	020	4	一一木製のもの		KG	020	4	一一木製のもの		KG
			一一その他のもの					一一その他のもの		

新 (2006年)				旧 (2005年)				備 考		
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名		単 位	
			I	II					I	II
091	5	-----卑金属製のもの		K G	091	5	-----卑金属製のもの		K G	
099	6	-----その他のもの		K G	099	6	-----その他のもの		K G	